

## 第4章 やさしさと思いやりのある健やかな暮らしを支えます

### 4-1 健康を尊重する町づくり

#### (1) 医療

##### 【現況と課題】

産業構造や社会状況の急速な変化により、人々の健康を肉体的にも精神的にもむしばむ要因が多くなっています。こうした中、住民に、必要なときに身近なところで質の高い医療サービスを安定的かつ効果的に受けられるようにすることが重要な課題です。

今後「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して適切な医療を受けられるようにするためには、基幹病院の充実とともに、地域医療機関との連携を推進することがますます重要になります。

救急医療は、初期救急医療体制として、医師会及び歯科医師会による在宅当番医制が実施されており、地域住民の間に浸透し定着しています。二次救急医療体制は、館林厚生病院を中心に対応していますが、発生件数・搬送患者の増加や地理的条件により地域外病院に搬送されるケースも多くあり、受入れ施設の拡充が望まれます。また、小児科や産婦人科の医師不足により入院施設の減少が課題となっています。

医療需要は、高齢化の進展によりますます増大し、質的にも多様化・高度化していくものと考えられます。新たな感染症や災害など多様な保健医療対応などが求められます。住民の生活を踏まえた医療機関の整備を進めるとともに、医療機関相互の機能分担・連携を積極的に進め、保健・福祉とのさらなる連携を図り、ネットワーク化による地域医療体制を確立していく必要があります。

医療施設の状況（2010年3月現在）

区 分	邑楽町		館林保健福祉事務所管内		群馬県	
	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対
病院数	1	3.6	8	4.4	138	6.9
診療所数	16	58.0	106	58.8	1,579	78.6
歯科診療所数	9	32.6	78	43.3	966	48.1

(資料：保険年金課 保健センター)

##### 【基本方針】

□総合的な医療サービスが提供できるよう、健康の保持・増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な地域医療体制の確立に努めます。

□体系的な救急医療体制の整備充実を図ります。

##### 【施策の方向性】

#### 1 地域医療体制の確立

##### (1) 医療施設の整備

◇医療施設の整備を進めます。

##### (2) 医療機関相互の連携

◇病院や診療所などの医療機関相互の機能分担を明確化し、密接な連携を推進することで、医療の効率を図ります。

##### (3) 「かかりつけ医」の推進

◇「かかりつけ医」による一次医療を推進します。

#### (4) 在宅医療の推進

◇介護保険制度による事業を通じて、在宅での医療・看護・リハビリなどを推進します。

#### (5) 小児・産科医療の充実

◇子どもを安心して産み育てられる環境を整備します。

### 2 救急医療の充実

#### (1) 救急医療知識の普及

◇AED の使用を含めた救急患者発生時の対応方法、救急医療、当番医制度などに関する救急知識の普及に努めます。

#### (2) 当番医制の充実

◇関係機関の協力のもと、医療機関相互の連携を図り「当番医制」の充実を推進します。

#### (3) 救急医療体制の充実

◇館林厚生病院をはじめとする救急指定病院と協力病院の受け入れ体制の整備・充実を図ります。

◇効率的な搬送を維持するため、県内外病院との相互協力を推進します。

#### (4) 救急搬送体制の円滑化

◇救急搬送を円滑化する観点から、道路網の充実などの都市基盤整備を推進します。

#### 【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
地域医療体制の確立	医療施設の整備	町・医療機関	○医療施設の整備
	医療機関相互の連携	町・医療機関	○医療機関の機能分担の明確化と連携推進
	「かかりつけ医」の推進	町・医療機関	○「かかりつけ医」による一次医療の推進
	在宅医療の推進	町・医療機関等	○介護保険制度を通じた在宅医療等の推進
	小児・産科医療の充実	県・町・医療機関等	○小児・産科医療の充実
救急医療の充実	救急医療知識の普及	町・医療機関	○救急知識の普及活動の推進
	当番医制の充実	町・医療機関	○「当番医制」の充実
	救急医療体制の充実	町・医療機関	○救急指定病院と協力病院の受け入れ体制の整備・充実
		町・医療機関	○県内外病院との相互協力の推進
救急搬送体制の円滑化	県・町等	○救急搬送を円滑化する都市基盤の整備推進	

## (2) 健康づくり

### 【現況と課題】

社会構造の複雑化や生活様式の変化は、新たな健康阻害要因を生じさせ、身体面・精神面に関するさまざまな疾病が顕在化してきています。

本町では、住民の健康づくりや健康管理のため、母子保健、生活習慣病予防、精神保健、感染症予防などの各分野にわたり、健康診査、健康相談、健康教育、予防接種などの保健サービスを実施しています。その結果、健康意識の高揚が図られ、受診率などが向上しています。

また、新型インフルエンザなど新たな感染症対策や自殺防止、虐待防止など、関係機関と連携し包括的に事業を推進することが求められます。

そして、全ての住民が健やかで心豊かに生活できる町づくりを目指していくことが必要です。

### 検診・相談・教室一覧

名 称		対 象	内 容
母 子 保 健	新生児訪問	生後2か月未満児と母	保健師による家庭訪問、予防接種の予診票配布
	4か月児健診	生後4か月児（該当月で満4か月になる乳児）	身体計測、診察、生活・離乳食相談
	8か月児健診	生後8か月児（該当前月で満8か月になった乳児）	身体計測、診察、歯磨き・生活・離乳食相談、絵本の読み聞かせ
	1歳6か月児健診	1歳6か月児（該当前月で満1歳6か月になった幼児）	身体計測、歯科診察、内科診察、虫歯予防（歯垢染出し）フッ素塗布（希望者）、生活相談
	2歳児歯科健診	2歳児（該当前月で満2歳になった幼児）	身体計測、歯科診察、発達相談、虫歯予防（歯垢染出し）フッ素塗布（希望者）、生活相談
	2歳6か月児歯みがき広場	2歳6か月児の希望者	歯磨き指導、フッ素塗布
	3歳児健診	3歳児（該当前月で満3歳になった幼児）	身体計測、歯科診察、内科診察、尿検査、虫歯予防、眼・耳アンケート、生活相談、フッ素塗布（希望者）
	離乳食相談（前期）	4か月児から7か月児	身体計測、前期・中期離乳食（食事）相談
	離乳食相談（後期）	8か月児から12か月児	身体計測、後期離乳食（食事）相談
	幼児相談	幼児（予約制）	発達相談・生活相談
	ことばの相談	幼児（予約制）	ことばに関する相談
	両親学級	妊婦または妊婦とその夫	妊娠中の過ごし方、出産・育児に関する学習
成 人 診 査 保 健	生活習慣病健診	30～39歳で勤務先などで健診を受ける機会のない人	問診、身体計測、血圧、検尿、血液、診察
	特定健診	40～74歳の国保加入者	問診、身体計測、血圧、検尿、血液、診察
	後期高齢者健診	後期高齢者医療加入者	問診、身体計測、血圧、検尿、血液、診察
	胸部レントゲン検診（結核・肺がん検診）	40歳以上の人	胸部レントゲン撮影
	胃がん検診	40歳以上の希望者	胃のレントゲン撮影（バリウムを飲みます）
	大腸がん検診	40歳以上の希望者	便の潜血反応検査
	前立腺がん検診	50～80歳の偶数年齢	血液による検査です
	子宮頸がん検診	20歳以上の希望者	子宮頸部の細胞診検査
	乳がん検診	40歳以上の希望者（2年に1回）	視触診とマンモグラフィ（乳房エックス線撮影）
	骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の希望者（女性のみ）	骨密度測定
	歯周疾患検診	40・50・60・70歳の希望者	町内の歯科医院で個別検診
	健康教室	希望者	ウォーキング、その他の健康教室
	健康相談	希望者	心身の健康に関する個別相談
こころの健康相談	希望者	ストレス・うつ等精神科医師の相談	
整形外科医師相談	希望者	骨や手・足・腰の相談	

（資料：保険年金課 保健センター）

(基本計画) 第4章 やさしさと思いやりのある健やかな暮らしを支えます  
出生率及び死亡率の推移

単位：(%)

区 分	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)
出生率(人口1,000人対)	6.8	7.9	7.6	6.6	7.0
死亡率(人口1,000人対)	8.9	7.6	8.4	8.9	8.5
乳児死亡率(出生1,000人対)	0	4.6	0	0	4.6
新生児死亡率(出生1,000人対)	0	0	0	0	0

(資料：保険年金課 保健センター)

【基本方針】

- 住民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、自らが進んで健康づくりに取り組んでいけるよう、生涯にわたる健康づくりを推進します。
- 住民が健康に関心を持ち、日常生活に根ざした健康づくり運動を推進します。

【施策の方向性】

**1 健康意識の普及・啓発**

- ◇健康意識の普及・啓発を図るため、保健センターを拠点に、健康教室などを開催します。
- ◇広報誌やホームページなどを活用して情報提供、普及・啓発活動を推進します。

**2 母子保健の充実**

**(1) 正しい育児の支援**

- ◇妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と母性及び父性の意識の育成を図るため、両親学級などを開催します。
- ◇育児の孤立化を防止し、親同士の交流の場を提供します。

**(2) 母子健康診査の充実**

- ◇乳幼児健診の受診率を向上させ、健診や相談、家庭訪問を通して、育児不安を解消し、子どもの健全な発育を支援します。

**(3) 保健推進員活動の充実**

- ◇健康づくりに関する行政と住民のパイプ役としての保健推進員の活動を支援し活発化させます。
- ◇自主的な活動を尊重し、会員相互の連携を強化するため、研修会などの機会を提供します。

**3 健康チェック体制の強化**

**(1) 生活習慣病対策**

- ◇生活習慣病の予防のため、適切な生活習慣を啓発・指導します。
- ◇疾病の早期発見・早期治療を目的に、住民の利便性を高めた健診体制を整備します。

**(2) がん対策**

- ◇死亡原因のトップとなっているがんを早期に発見するため、健康教育・検診を充実させます。
- ◇女性特有のがん対策事業を推進します。

**(3) 健康的な生活への支援**

- ◇健康的な生活を支援するため、誰でも手軽に実践できる健康ウォーキングを普及します。

- ◇広報などによる健康情報の提供や、健康づくりに関する総合的な相談窓口を整備します。
- ◇高齢者が元気で生活できるよう介護予防活動を充実します。

#### 4 感染症予防対策

- ◇各種の感染症について、情報提供や発生予防のための教育・啓発活動を推進します。
- ◇各種予防接種の個別接種化を推進し、疾病の発生やまん延の防止に努めます。
- ◇新型インフルエンザ、強毒性新型インフルエンザに備え、感染症予防の知識の普及啓発を図ります。

#### 5 精神保健体制の充実

- ◇ストレス社会にあって精神面での健康管理が重要となっていることを踏まえて、精神保健の相談体制の充実や訪問による課題把握などを推進します。また、自殺対策として、自殺の要因となっているうつ病等を中心としたメンタルヘルス講演会やこころの相談活動を充実します。

#### 6 健康増進活動の充実

- ◇健康づくりの基本要素である栄養・休養・運動を総合的に進めるため、保健センターを中心として健康診査、生活指導・運動指導などを実施します。
- ◇邑楽町民憲章のひとつに掲げられている「町民総参加のスポーツ振興の町」として、日常生活に根ざした健康づくり運動の普及を図ります。
- ◇住民一人ひとりが身近なところで体を動かせるような環境づくりを推進します。
- ◇自主サークルの育成や支援をします。
- ◇事業の推進に必要な人材の確保を図ります。

#### 7 食育の推進

- ◇小さい頃から郷土の味と温かさに触れ、食の大切さの体験を通して食育を推進します。

## 【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
健康意識の普及・啓発		町 町	○健康教室等の開催 ○広報誌・ホームページ等を活用した普及啓発
母子保健の充実	正しい育児の支援	町 町	○両親学級の開催 ○育児相談や交流の場の提供
	母子健康診査の充実	町 町	○乳幼児健診の受診呼びかけ ○健診内容や事後指導体制の充実
	保健推進員活動の充実	町	○保健推進員の研修機会の充実
健康チェック体制の強化	生活習慣病対策	町 町	○生活指導の充実 ○健診体制の充実
		がん対策	町
	健康的な生活への支援	町 町	○健康情報の提供 ○相談窓口の開設
感染症予防対策		町 町 町	○感染症発生予防教育・啓発の推進 ○予防接種の個別化の推進 ○新型インフルエンザ（強毒性含む）の予防対策の充実
精神保健体制の充実		町 町 町	○精神保健の相談体制の充実 ○訪問による課題把握の推進 ○うつ病による自殺予防対策の推進
健康増進活動の充実		町 町 町 町 町	○保健センターによる各種の健康増進事業の実施 ○健康・体力づくりの普及・啓発 ○身近な健康づくりの環境整備 ○自主サークルの育成と支援 ○人材の確保
食育の推進		町	○食文化の伝承と食の大切さの推進

## 4-2 すべての人にやさしい町づくり

### (1) 地域福祉

#### 【現況と課題】

今日の社会福祉は、ノーマライゼーション（＝健常者と同じように生活を送ることのできる社会づくり）の考え方にに基づき、従来の施設収容などを中心とした福祉から、地域社会のなかで健常者とともに生活するための福祉サービスの充実や、生きがいなどを重視した地域福祉が求められています。

少子・高齢化の進行により、福祉サービスを必要とする人が増加し、そのニーズも多様化しているため、住民参加のもとに関係機関・福祉団体・NPO（＝非営利団体）・ボランティアなどとの協働により福祉を推進することが必要です。

本町の地域福祉活動は、現在、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員・社会福祉団体・ボランティアなどによって行われています。

今後はさらに、地域社会の連帯意識を高め、ふれあいのある地域づくりを進め、きめ細かな福祉サービスに住民の多くが参加できる体制づくりを積極的に推進する必要があります。

#### ボランティア団体一覧（社会福祉協議会登録団体）（2010年3月現在）

単位：(団体,人)

団体名	構成員数	活動内容
邑楽町ボランティアグループ	581	社会福祉事業への協力、福祉バザー、一円玉募金
邑楽町手話サークルすずらん	29	手話通訳
邑楽町音声訳すみれの会	24	朗読
邑楽町点訳の会てんてんむし	20	点訳
邑楽町食生活改善推進協議会	27	食育の推進、郷土料理の伝承、行事・イベントへの協力
こぶの会	18	国際交流・難民支援

(資料：福祉課)

#### 【基本方針】

- 地域福祉活動を推進する上でのサービスの体系化と条件整備を行い、地域の連帯や社会福祉に対する理解と意識の高揚を図ります。
- 地域福祉に関わるNPOやボランティア活動の育成に努めます。

#### 【施策の方向性】

##### 1 福祉思想の普及・啓発

- ◇社会福祉に対する理解と意識の高揚を図るため、「社会福祉協力校フォローアップ（小・中学校）」の指定を行い、福祉教育の充実を図ります。
- ◇福祉思想の普及・啓発のため、研修会・講座などを開催します。
- ◇広報誌「私たちの福祉」をはじめとする福祉関連出版物の充実を図ります。

##### 2 民生委員・児童委員活動の充実

- ◇民生委員・児童委員の協議会活動を推進・充実します。
- ◇民生委員・児童委員と関係機関との連携を密接にします。
- ◇各種の研修会を開催するなど、民生委員・児童委員活動の充実に努めます。



### 3 社会福祉協議会の充実

#### (1) 事務局体制の充実

- ◇福祉専任の職員の増員を図ります。
- ◇職員の資質向上に努め、事務局体制の充実を図ります。

#### (2) 福祉基金の充実

- ◇福祉基金の充実をはじめ、共同募金配分金の確保、民間財源の拡大などを図り、財源の安定に努めます。

### 4 NPO・ボランティア活動の育成

- ◇住民が自主的に福祉活動に参加できるよう、ボランティア意識の啓発に努めます。
- ◇福祉団体や民生委員・児童委員などの連携・協力のもと、専門技術ボランティアの発掘や、地域ボランティアグループの育成を図ります。

### 5 助け合い運動の推進

- ◇社会福祉協議会と関係機関・団体などとの連携を密接にします。
- ◇助け合いの精神を住民に呼びかけ、各種募金活動を推進します。

#### 【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
福祉思想の普及・啓発		町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○「社会福祉協力校フォローアップ」の指定と福祉教育の充実 ○福祉関連の研修会・講座等の開催 ○広報誌「私たちの福祉」等の充実
民生委員・児童委員活動の充実		町 町 町	○民生委員・児童委員協議会活動の推進・充実 ○民生委員・児童委員協議会と関係機関との連携充実 ○各種研修の充実
社会福祉協議会の充実	事務局体制の充実	社会福祉協議会	○福祉活動専門員の増員
	福祉基金の充実	社会福祉協議会	○福祉基金の充実
NPO・ボランティア活動の育成		社会福祉協議会 社会福祉協議会	○専門技術ボランティアの発掘 ○地域ボランティアグループの育成
助け合い運動の推進		町・社会福祉協議会	○各種募金活動の推進



## (2) 高齢者福祉

### 【現況と課題】

本町における高齢者の人口（65歳以上の人口）は、2010年（平成22年）3月末現在5,711人で、総人口の20.8%を占めています。これは、2000年（平成12年）の4,130人（15.0%）に比べ、1,581人の増加（高齢化率は5.8%の増加）を示しており、今後も増加が予測される状況にあります。

こうした高齢化の進展により、援護を必要とする高齢者は増加してきており、適切な対応が求められています。核家族化の進行や家族意識の変化により、高齢者を取り巻く環境はさらに厳しさを増している面があります。

本町では2009年（平成21年）3月に策定した「第4期邑楽町高齢者保健福祉計画」に基づき、「老人保健福祉サービス」「介護予防対策の推進」などのさまざまな分野で保健・福祉・医療サービスの充実に努めています。今後も、これらの一層の充実に図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・福祉・医療の各施策を一体的かつ計画的に実施することがより重要となります。

### 高齢化の推移と予測

単位：(人,%)

区 分	【実績】					【予測】
	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成20年 (2008年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
65歳以上人口	3,500	4,130	4,710	5,334	5,759	7,200
総人口	27,421	27,512	27,372	27,682	27,402	29,000
高齢化率	12.8	15.0	17.2	19.3	21.0	24.8

(注)平成7年～平成17年は国勢調査、平成20年、22年は住民基本台帳（9月末日）

### 【基本方針】

- 高齢者の保健・医療の充実、在宅福祉サービスの充実、生きがい対策の充実、拠点施設の整備など、総合的な高齢者福祉に取り組みます。
- 地域支援事業の充実に図ります。

### 【施策の方向性】

#### 1 在宅保健福祉サービスの充実強化

- ◇介護保険事業の要介護認定において、自立と認定されても地域のなかで安心して生活を送ることができるよう、従来から行われているホームヘルプサービスやデイサービスなどを提供するとともに、要介護状態予防のための事業の充実強化を図ります。
- ◇適切なサービスを提供できるよう、人材の確保や保健・福祉・医療の各種サービスの調整など、総合的な推進体制の強化を図ります。

#### 2 生きがい対策の推進

- ◇老人クラブへの加入促進を図り、活動の主体性・自立性を高め、自主運営に努めます。
- ◇高齢者の余暇利用として、ボランティア活動を支援し、地域社会への参加と他団体や世代間との交流を促進します。
- ◇高齢者の豊かな経験と能力を就業活動に生かし、活力ある地域社会をつくることを目的とした

「高齢者活力センター」の充実を図ります。

◇ふれあいサロンの充実を図ります。

### 3 健康づくりの推進

◇健康に対する意識の高揚を図り、健康づくり地域組織の育成と地域保健活動の促進に努めます。

### 4 施設整備の推進

◇多様なニーズに対応するため、既存施設の整備充実を図ります。

### 5 地域支援事業の推進

◇「地域包括支援センター」を中心に高齢者の総合相談事業の充実を図ります。

◇要支援・要介護状態にならないための、介護予防事業の充実を図ります。

#### 【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
在宅保健福祉サービスの充実強化	町・社会福祉法人等 町・社会福祉法人等 町・社会福祉法人等 町 町・社会福祉法人等 町・社会福祉法人等 町 町 町・社会福祉法人等	○ホームヘルプ事業の充実強化 ○デイサービス事業の充実強化 ○ショートステイ事業の充実強化 ○日常生活用具の給付・貸与の推進 ○給食サービス、移動入浴サービスの充実強化 ○訪問看護・介護指導の充実 ○ひとり暮らし高齢者宅の訪問活動の推進 ○高齢者サービス調整チーム等の連携強化 ○相談窓口の一元化
生きがい対策の推進	町 町 町 町・社会福祉協議会	○老人クラブ活動の充実、若年者の加入促進 ○ボランティア活動への参加促進 ○高齢者活力センターの充実強化 ○ふれあいサロンの充実
健康づくりの推進	町 町	○スポーツ、レクリエーション等による体づくりの推進 ○健康診断受診率の向上
施設整備の推進	町	○既存施設の整備充実
地域支援事業の推進	町 町	○高齢者の総合相談事業の充実 ○介護予防事業の充実

### (3) 障害者福祉

#### 【現況と課題】

本町の障害者数(手帳保持者)は、2009年度(平成21年度)で身体障害者が784人、知的障害者が130人、精神障害者が92人、合計1,006人で、前期計画時2004年度(平成16年度)と比較すると133人の増加となり、障害の程度も高齢化の進展につれて重度化・長期化が進んでいます。

現在の障害者施策は、障害のある人が、障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念により進められています。本町でも総合的・計画的に施策を推進するため、1995年(平成7年)3月に「邑楽町障害者福祉計画」を策定し、その理念の普及と実現に努めてきました。

2005年(平成17年)には、障害の種別を越えて障害者のニーズに沿ったサービスと応益負担を盛り込んだ「障害者自立支援法」が成立し、2006年(平成18年)10月には全面施行され、その後、度重なる改正を経て現在に至っています。今後も障害者を取りまく社会環境の変化に対応し、障害者が安心して住みなれた家庭や地域で暮らせるよう保健・医療の充実や福祉サービスの充実・啓発活動の推進・生活環境の整備など総合的な体制づくりを進めていくことが必要です。

#### 障害者手帳保持者の推移

単位：(人)

区 分	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)
身体障害者手帳保持者数	719	758	779	772	784
療育手帳保持者数	115	117	119	119	130
精神保健福祉手帳保持者数	74	80	82	84	92

(資料：福祉課)

#### 【基本方針】

- 「邑楽町障害者福祉計画」に基づいたさまざまな施策を推進します。
- 障害者が、地域社会のなかで安心して自立した生活が送れるよう、住民や関係機関と連携してきめ細かい総合的な施策を推進します。

#### 【施策の方向性】

##### 1 保健・医療の充実

##### (1) 発生予防・早期発見、早期治療の充実

- ◇先天的な障害発生を予防するため、出生以前から母体の健康について正しい知識の普及に努めます。
- ◇母子健康診断・生活習慣病予防健康診断、指導体制の充実に努めます。
- ◇保健・福祉・医療の関係機関の連携を強化し、予防から治療、リハビリテーションにいたる継続性ある体制の充実に努めます。

##### (2) 障害者医療の充実

- ◇重度心身障害者(児)などへの医療費助成の充実を図ります。
- ◇保健師、理学療法士といった専門職員を配置し、障害者が在宅サービスを自由に選択・利用できるよう、保健・福祉・医療体制の整備を図ります。

## 2 福祉サービスの充実

### (1) 生活安定のための支援

- ◇年金・手当・貸付金制度・割引制度の周知、対象者の把握、貸与制度の充実などを図り、経済的負担の軽減に努めます。
- ◇心的障害者向けに、社会復帰のための施設や環境の確保、個々のケースに応じた相談など窓口機能の充実を図ります。

### (2) 在宅サービスの充実

- ◇ホームヘルパーの増員、生活サポート（＝障害者一時介護）事業の充実、デイサービスセンターの充実、移動入浴・施設入浴の充実を図ります。
- ◇生活利便性の向上を図るため、日常生活用具や補装具の交付・修理、障害者世帯への給食サービスなどの在宅施策を推進します。

## 3 広報活動の推進とボランティア活動の支援

- ◇広報誌・案内パンフレットなどにより各種の普及事業を推進します。
- ◇町と社会福祉協議会との連携により、ボランティア体験の機会の提供、各種団体の育成と活動支援を推進します。

## 4 社会参加の促進

### (1) 雇用の拡大と就労の促進

- ◇雇用の困難な障害者の自立を促すため、作業内容・処遇内容を研究し、地域活動支援センターの充実を図ります。
- ◇職親探しなどの障害者雇用の促進に努めます。

### (2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進

- ◇障害者向けのスポーツ教室・大会の充実や大会への選手派遣を推進し、健康増進と自立の促進に努めます。
- ◇潜在的な能力開発につながる文化活動の支援に努めます。

### (3) 教育の充実

- ◇障害者への理解を促進するため、福祉教育を推進します。
- ◇障害児との相互交流による思いやりの心を育む教育に努めます。
- ◇教育相談・就学指導の充実を図ります。

## 5 社会環境の整備

### (1) 生活環境の整備

- ◇住みやすい町づくりのため、障害者が利用しやすいよう、道路環境、住宅環境、公共施設などの整備を図ります。
- ◇朗読サービスや手話通訳のボランティア育成に努めます。

### (2) 移動・交通手段の改善

- ◇自動車改造費・自動車運転免許取得費などの補助、ガイドヘルプ事業などの充実を図ります。

### (3) 防災体制の整備

- ◇緊急通報電話などの貸与を実施するとともに、防災思想の普及啓発を図ります。

## 【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
保健・医療の充実	発生予防・早期発見、早期治療の充実	町 町 町	○母体の健康に関する知識の普及 ○母子健康診断・生活習慣病健康診断の充実 ○保健・福祉・医療の連携
	障害者医療の充実	町 町	○重度心身障害者（児）等の医療費助成の充実 ○保健師、理学療法士等の専門職の確保
福祉サービスの充実	生活安定のための支援	町	○年金・手当・各種制度の周知、対象者の把握、貸与制度の充実
	在宅サービスの充実	町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○ホームヘルパーの増員、生活サポート事業の充実、デイサービスセンターの充実 ○日常生活用具や補装具の交付・修理、給食サービスの実施
広報活動の推進とボランティア活動の支援		町 町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○広報誌や「福祉制度のあんない」等による広報・啓発 ○ボランティア体験の機会の提供 ○ボランティアの育成と活動支援
社会参加の促進	雇用の拡大と就労の促進	町 町・商工会	○地域活動支援センターの充実 ○雇用拡大のため企業との連携強化
	スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進	町 町	○スポーツ教室・大会の充実、選手派遣 ○文化活動の支援
	教育の充実	町 町 町	○福祉教育の推進 ○障害児との相互交流 ○教育相談・就学指導の充実
社会環境の整備	生活環境の整備	県・町等 社会福祉協議会	○道路環境・住宅環境・公共施設等の整備 ○朗読や手話通訳ボランティアの育成
	移動・交通手段の改善	県	○自動車改造費等補助、自動車運転免許取得費の補助、ガイドヘルプ事業等の充実
	防災体制の整備	町 町	○緊急通報電話等の貸与 ○防災啓発、予防体制の確立

## (4) 児童福祉

### 【現況と課題】

我が国では、急速に少子化が進行しています。原因として、晩婚化や未婚化などが指摘されてきましたが、新たに核家族化や共働きの増加など子育ての経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなど、社会環境の変化に伴うさまざまな要因も顕在化してきています。本町でも、婚姻率の低迷や合計特殊出生率の低下がみうけられます。また、母親の就労希望も多く今後共働き家庭が増加することが見込まれています。

現在、町内には保育園が4園(町立3、私立1)あり、2010年度(平成22年度)の入園児数は423人となっています。出生率は年々低下していますが、その反面低年齢児の入所は増加傾向にあります。また、児童館が4館あり、子どもたちに健全な遊びを通して、健康の増進や情操を豊かに育むための場所を提供しています。

今後は、安心して子どもを生き育てることができるような環境を整え、多様化している保育ニーズに適切に対応できる体制を、家庭だけではなく地域ぐるみで築いていく必要があります。児童の健全育成の推進や乳幼児期の健康管理を図るため、医療・福祉制度との連携も必要となります。

保育園の年齢別就園状況(町立保育園 3、私立保育園 1)

単位：(人,%)

区 分	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
定員数	360	360	360	360	360
入園児数	435	450	448	431	423
0歳児	30	24	37	27	28
1歳児	52	58	49	57	55
2歳児	71	71	70	61	71
3歳児	97	96	88	91	87
4歳児	97	101	102	91	87
5歳児	88	100	102	104	95
利用率	120.8	125.0	124.4	119.7	117.5

(注)入園児数は各年度4月1日現在

(資料：福祉課)

### 【基本方針】

- 保育内容の充実と、遊び場や児童館の充実などの育成環境の整備を推進します。
- 家庭と地域の連携を重視して児童の健全育成に努めます。

### 【施策の方向性】

#### 1 保育内容などの充実

- ◇保育に欠けるすべての子どもに集団保育の場を保障するため、延長保育・0歳児保育・一時的保育・障害児保育・学童保育などの多様なニーズに対応できるよう努めます。
- ◇地域の保育園として、子育ての支援と遊び場としての機会を提供し、交流の場を広げ、開かれた保育園づくりに努めます。
- ◇家庭・地域社会・小学校及び幼稚園との連携を深め、一体となった保育を推進します。
- ◇年度途中入所に伴う保育士の増員及び適正配置に努めるとともに、保育の質を高めるため、研修内容について充実を図ります。
- ◇保育ニーズの多様化に対応した「多機能保育園」としての充実を図ります。

## 2 施設の整備拡充

◇保育園や児童館の適正な維持・管理に努めるとともに、老朽化している施設について、改修・整備を検討します。

## 3 児童健全育成の推進

◇ふれあい・交流・体験の場の提供、育児に関する相談・助言・情報の提供、子育てサークルの育成など、地域の子育て支援の充実を図ります。

◇就労と子育ての両立を支援するため、放課後児童対策の充実を図ります。

◇児童委員による児童・妊産婦の生活や環境状態の把握に努め、相談・援助や研修会などを行います。

◇児童虐待の防止のため、「心のケア」を可能とする体制整備に努めます。

## 4 子ども医療制度の充実

◇子ども医療費支給制度の充実に努めます。

### 【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
保育内容等の充実	町	○延長保育・0歳児保育・一時的保育・障害児保育の実施
	町	○開かれた保育園づくりの推進
	町	○家庭・地域社会・小学校・幼稚園との連携強化
	町	○保育士の増員と適正配置
	町	○多機能保育園としての充実
	町	○幼保一元化に向けた調査研究
施設の整備拡充	町	○保育園・児童館の施設整備
児童健全育成の推進	町	○地域子育て支援の充実
	町	○放課後児童対策の推進
	町	○児童委員の相談・援助と研修会の開催
	町	○児童虐待の防止に向けた体制整備
子ども医療制度の充実	町	○子ども医療費支給制度の充実



## (5) ひとり親福祉

### 【現況と課題】

社会・経済の変化や生活意識の変化により、ひとり親家庭は増加傾向にあります。その原因として離婚の増加があげられています。

母子家庭では経済面、父子家庭では児童の養育面の問題が主に生じています。特に若年層の母子家庭では、生活や就労など多くの問題を抱えているため、相談指導を強化し、ファミリー・サポート・センター事業の導入、母子寡婦福祉資金制度の充実を図る必要があります。

### ひとり親家庭の推移

単位：(世帯)

区 分	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)
母子家庭	194	224	221	235	235
父子家庭	26	34	33	33	44

(資料：福祉課)

### 【基本方針】

□ひとり親家庭の生活の自立、安定を図るため、関係機関と緊密に連携し、生活支援、就業支援、子育て環境の整備、相談体制の整備などを推進します。

### 【施策の方向性】

#### 1 生活支援の充実

- ◇ひとり親家庭の経済的負担を軽くするため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の充実を国・県に要請します。
- ◇「母子・父子家庭福祉医療費支給事業」の推進とともに、入学祝金、就職支度金などの充実を図ります。
- ◇ファミリー・サポート・センター事業の導入を図ります。
- ◇母子会の組織強化と健全育成・加入の促進を図ります。
- ◇放課後児童対策の充実を図ります。

#### 2 就業支援

- ◇ひとり親の就業を支援するため、相談・助言・情報提供などに努めるとともに、企業・団体などへの協力要請を推進します。

#### 3 子育て環境の整備

- ◇児童館・公園・図書館などの環境整備を推進します。

#### 4 相談体制の整備

- ◇民生委員・児童委員、母子福祉推進協力員などの協力を得て、ひとり親家庭に対する相談体制の整備を図ります。
- ◇相談員向けの研究会・研修会を実施します。

## 【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
生活支援の充実	町 町 町 町 町	○児童扶養手当・母子寡婦福祉資金の充実要請 ○「母子・父子家庭福祉医療費支給事業」等の拡充 ○ファミリー・サポート・センター事業の導入 ○母子会の組織強化と加入促進 ○放課後児童対策の充実
就業支援	町 町	○ひとり親の就業支援のための相談体制の充実 ○企業・団体等への協力要請
子育て環境の整備	町	○児童館・公園・図書館等の環境整備
相談体制の整備	町 町	○各主体の連携における相談体制の整備 ○相談員向けの研究会・研修会の実施

## (6) 社会保障

### 【現況と課題】

#### 1 生活保護

本町の生活保護の状況は、県平均よりは低いものの、年々増加傾向にあります。2009年度(平成21年度)では、被保護世帯50世帯、人員63人、保護率2.3% (パーミル) となっています。

今後も、保護の実態と動向を的確に把握しながら、民生委員・児童委員や関係機関との連携を密接にし、経済的な援護に加えて、社会環境の変動に対応した問題解決への援助が強く求められます。

#### 保護率の推移

単位：(人,%)

区 分		2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)
被保護	世帯	28	46	42	39	50
	人員	32	53	47	44	63
	保護率	1.1	1.9	1.7	1.6	2.3

(注) 保護率は人口1,000人比

(資料：福祉課)

#### 2 戦没者の遺族・戦傷病者などの援護

戦没者の遺族や戦傷病者に対しては、給付内容の改善や対象範囲の拡大など援護対策の充実が図られています。

このような給付の改善は、受給対象者にもれなく伝えられるよう努めていますが、年々対象者が高齢化しており、きめ細かい周知徹底と遺族会など関係団体の指導援助を行う必要があります。

#### 3 国民健康保険

国民健康保険は、保険制度の中核として地域医療の確保と住民の健康の保持、増進を図る上で大きく貢献しています。

国では、制度の長期的安定を図るため一連の改正を実施してきましたが、国民健康保険の加入者に高齢者や低所得者・失業者を抱えるその構造的な仕組みに加え、医療技術の高度化による医療費の高額化、さらに慢性疾患などの疾病構造の変化などにより、国民健康保険財政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、今後は収納率の向上、医療費の適正化、保健事業活動の拡充を図り、国民健康保険の体質強化に向けた抜本的な制度改革を、国及び関係機関に強く要請していくことが重要な課題となります。

#### 4 国民年金

本町における2009年度(平成21年度)の国民年金の加入状況は6,483人(第1号被保険者数4,210人、第3号被保険者数2,224人、任意加入者数は49人)であり、受給者数は6,138人となっています。

高齢化社会の進展により、老後の生活を支える国民年金の果たす役割はますます重要になります。しかし、受給者の増加に加え、若年層未加入者の発生や保険料未納者の増大により、年金運営は厳しい状況にあり、年金に対する不安感が広がっています。

今後、制度の周知や普及相談体制の充実に努め、住民一人ひとりの安定した年金受給の確保を図ることが重要です。

## 5 介護保険

本格的な高齢社会の到来で介護を必要とする高齢者は急速に増加し、介護の問題が老後最大の不安要因となっています。

今後、ますます高齢化が進む中で、保健・福祉・医療が一体となって取り組んでいくことが重要です。

介護保険制度は、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支え合い、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みをつくろうとするものです。

制度の安定的な運営を確保するため、要介護認定の適正化、介護サービスの質の向上、保険財政の健全化や保険料の収納率の向上、介護給付の適正化など、適正な制度の運用に努めていく必要があります。

## 6 後期高齢者医療制度

2008年(平成20年)4月にスタートした後期高齢者医療制度に対する正しい理解が得られるよう周知の徹底を図り、制度の円滑な運営に努めます。

### 【基本方針】

- 生活困窮者の生活保障や自立更正文を図るため、相談援助活動を強化し、自立更正文を支援します。
- 戦没者の遺族などへの援護を引き続き実施し、援護対策の充実に努めます。
- 国民健康保険は、運営の安定化を図るため、国民健康保険税の収納率向上対策や医療費適正化対策及び保健事業活動を推進します。
- 国民年金は、住民の老後における年金受給権を確保するため、年金制度の啓発普及と年金保険料収納対策を強化するとともに、年金未加入者の加入促進に努めます。
- 介護保険は、「すべての人にやさしい町づくり」の推進に向けて、「介護保険事業計画」に基づき、サービス供給基盤の充実や健全財政に努め、安定した制度運営の確立を図ります。
- 高齢者の心身の状況や環境などに応じて、個人の自由な選択に基づいた適切な保健・福祉サービスが、多様な事業者や施設などから総合的かつ効率的に提供されるよう、支援体制を整備します。
- 後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。

### 【施策の方向性】

#### 1 生活保護

- ◇民生委員・児童委員と密接な連携のもとに要保護世帯の実態を把握し、相談援助活動の強化に努め、保護制度を適正に実施します。
- ◇民生委員や扶養義務者をはじめ関係機関との連携を強め、効果的な自立更正指導や支援を推進します。

## 2 戦没者の遺族・戦傷病者などの援護

### (1) 戦没者遺族の援護

- ◇援護法の拡大に伴う未処遇者の解消を図るため、広報活動及び相談活動を実施します。
- ◇遺族年金・公務扶助料・特別給付金・特別弔慰金などの援護活動を実施します。
- ◇遺族会の充実強化を図り、戦没者援護対策を促進します。

### (2) 戦傷病者の援護

- ◇傷痍軍人の援護活動・相談活動を実施します。
- ◇傷病恩給・傷害年金については、制度の周知徹底を図り、請求指導を推進します。
- ◇軍人恩給については、制度の周知徹底を図り、受給対象者の完全適用に努めます。

## 3 国民健康保険の健全化

### (1) 制度の適正化

- ◇被保険者の的確な把握を行うため、世帯構成・所得の状況・生計維持関係から、他の健康保険などとの相互調整を図り、適用の適正化に努めます。
- ◇レセプト点検体制の充実と努めるとともに、保健事業の効果的な内容の充実を推進します。
- ◇連合会が行う共同事務事業を積極的に活用し、事務の効率化を図ります。

### (2) 医療給付の充実

- ◇保険給付率の一元化など、他の医療保険制度との給付の公正化を図ります。
- ◇人間ドッグ助成金や葬祭費については、他制度との均衡を考慮しつつ是正に努めます。

### (3) 財政健全化への努力

- ◇国民健康保険税の賦課割合の段階的な改善に努め、適正な課税に努めます。
- ◇国の補助制度については、長期的な財政運営の安定化が図られるよう、補助水準を高める制度改正を要請します。
- ◇収納率向上を図るために、未納者の実態を分析把握し、具体的な徴収計画を立て、費用と負担の均衡を図ります。
- ◇医療費抑制に向けた啓発活動を行います。

## 4 国民年金制度の充実

### (1) 啓発活動の充実

- ◇広報やパンフレットなどを活用して、年金制度の意義や役割の認識を促し、年金制度の信頼の回復と加入者意識の醸成を図ります。
- ◇年金制度の改正などに即応し、適用対象者の完全適応を図るため、相談業務体制の整備充実を図ります。

### (2) 収納の向上

- ◇年金未加入者・未納者の個別調査を実施し、無年金者の発生を防止するため、ケースに即した相談指導を実施します。
- ◇口座振替制度や郵便局の自動振込制度の活用・普及に努め、収納率の向上に努めます。

### (3) 制度の改善

- ◇高齢者の所得保障である年金給付額が、経済情勢に適応した額になるよう国に要請します。
- ◇給付財源の国庫負担率の改善や事務費用の超過負担解消について関係機関に要請します。

## 5 介護保険

### (1) 円滑な制度運営

◇介護サービスの必要度を審査・判定する「要介護認定」は正確に行わなければならない、的確な認定調査と公平な認定審査会の実施が望めます。そのため、認定審査会の委員の確保、近隣市町での公平な判定、認定事務の効率化を目的として共同設置した「館林市外五町介護認定審査会」の拡充に努めます。

◇「介護保険運営協議会」を設置し、3年を1期とする「介護保険事業計画」を定めます。

### (2) 高齢者の自立支援

◇介護サービスの選択、介護サービス計画（ニケアプラン）への利用者の意向反映、介護保険事業計画への被保険者の意見反映などを通じ、利用者本位の制度となるよう努めます。

◇介護サービスに関する情報が広く被保険者に提供されるよう、広報活動を推進します。

### (3) 健全財政の確保

◇3年間の中期財政運営期間における保険給付の伸び、見込まれる保険料収入、財政運営の状況などの確な把握に努めます。

◇給付費の半分は保険料財源で賄われることから、相互扶助の考えに基づく保険料納付についての理解が得られるよう、普及・啓発に努めます。

### (4) 施設等サービスの充実

◇多様なニーズに対応していくために、施設等サービスの充実を図ります。

## 6 後期高齢者医療制度

◇群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、制度の周知に努めます。

## 【施策一覧】

施 策 名		実施主体	主な内容・計画・事業等
生活保護		町 町	○民生委員活動の強化（相談・援助） ○民生委員研修会の充実
戦没者の遺族・戦傷病者等の援護	戦没者遺族の援護	町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○援護法に伴う広報・相談活動 ○遺族会等への支援
	戦傷病者の援護	町・社会福祉協議会 町・社会福祉協議会	○傷痍軍人への援護・相談活動 ○恩給・年金制度の周知徹底
国民健康保険の健全化	制度の適正化	町 町 町	○被保険者の早期及び的確な把握 ○医療費適正化対策 ○保健事業活動の充実
	医療給付の充実	町 町	○国民健康保険制度の普及の推進 ○人間ドック助成金や葬祭費の是正
	財政健全化への努力	町 町	○国民健康保険税収納率向上対策 ○医療費抑制に向けた啓発活動の強化
国民年金制度の充実	啓発活動の充実	町・日本年金機構 町・日本年金機構	○パンフレット等による広報活動 ○窓口等による相談・指導業務の強化
	収納の向上	町・日本年金機構 町・日本年金機構	○20歳到達者の完全把握及び通知の送付 ○未適用者、未納者への指導強化による受給権の確保、未納者の実態に応じた免除指導
	制度の改善	町	○国に対し給付水準の適正化等の年金制度充実を要請
介護保険	円滑な制度運営	町 町	○介護保険運営協議会の活発化 ○介護保険事業計画の策定
	高齢者の自立支援	町 町 町	○介護保険に対する意向調査の実施 ○介護保険相談窓口の充実 ○保険料と介護給付の収支バランスの適正管理
	健全財政の確保	町	○介護費用の安定的な確保に対する普及啓発活動
	施設等サービスの充実	町・社会福祉法人等 町・社会福祉法人等	○特別養護老人ホームの増床 ○認知症高齢者グループホーム等の整備
後期高齢者医療制度		町・群馬県後期高齢者医療広域連合 町・群馬県後期高齢者医療広域連合	○円滑な制度運営 ○群馬県後期高齢者医療広域連合との連携強化